

## 艀装違反例

クラスルール序文に「レーザークラス規則の原則は、クラス規則で明示的に認められたもの以外は艇への変更を一切認めないことである。」とあるとおり、基本的にクラスルールに記載のないことはしてはいけません！

- ① カニンガムのエンド処理でブームに結束している。

→クラス規則第2章コントロールシステム、コントロールラインと艀装品 (e) カニンガム ii 「カニンガムのコントロールラインはマスト、グーズネック金具、マストタンクへの取り付けに使用できるスイブルまたはシャックル、「ビルダー供給の」バングカムクリートブロックにあるカニンガム取付ポイント、「ビルダー供給の」バングカムクリートブロックのカニンガム取付ポイントに固定されたオプションのベケット付きブロックのベケットのいずれかに、しっかりと取り付けられなければならない。」に反する。



- ② バウラインの端末の結索がマスト側となり、バウアイを通してだけ。

→帆走指示書に「直径6mm、長さ5m以上のバウラインをバウアイにつけておかなければならない。」との記載があれば端末の結索はバウアイにしないとイケない。

(左図はだめで右図が正解です。)



- ③ テルテールの糸、テープシール等で貼らず、針等を使い、直にセールを貫通させている。  
→クラス規則第3章23. 風見 (a)「風見は任意の位置に取り付けてよいが、セールを切ったり、艇体とマストの浮力性を損なったりしてはならない。」の「セールを切ったりに反する」

- ④ バングとカニンガムロープとアウトホールロープ等のコントロールロープどうしを結んでいる。  
→これはクラス規則3 (b) Xにより許可されている。ただショックコードにむすんではならない。



- ⑤ カニンガムシートの2本つなぎ延長  
→クラス規則第二章3 (a) iにある「それぞれのコントロールラインは太さと材質の均一な1本のロープでなければならない。」に反する。



- ⑥ Laser マークのない艀装品、トラベラーブロック、バテン等の使用  
→クラス規則第二章3に規定された艀装品を使用しないとイケない。  
(左3本は使用可能、右2本は使用不可)



⑦ 黒球の使用

→帆走指示書に使用許可が記載されている場合、使用してもよい。



⑧ セール番号の色

→クラス規則第五章「セール番号の下4桁はセールの両面とも同じ暗い色でなければならない(黒を推奨)。上の桁は下4桁とははっきりと異なる色でなければならない(赤を推奨)」



⑨ シーホッパー用のバングの使用

→クラス規則第二章(d)ブームバングよりジャムクリート付きバングブロックかクラス規則に適合した「ビルダー供給の」バングカムクリートブロックを使用するに反する。

(左図はビルダー供給のバングでレーザーマークがありますが右のようなレーザーマークのないバングはビルダー供給かどうか判断できない場合はビルダー (PSJ) に写真をおくって判断を仰ぐこととなります。)



尚、国際レーザークラス協会ホームページ上に違法な装備についてのくわしい記載があります。以下 URL よりアクセスし、ご確認ください。

[Illegal Equipment - International Laser Class Association \(laserinternational.org\)](http://laserinternational.org)